

第30回大阪市動物愛護推進会議 会議録

1 日 時

平成30年12月12日（水） 午後2時～3時30分

2 場 所

大阪市役所 地下1階 第10共通会議室
大阪市北区中之島1-3-20

3 出席者

大阪市動物愛護推進会議

吉内委員、桑原委員、竹浦委員、田島委員、山移委員

オブザーバー

大阪府環境農林水産部動物愛護管理センター 赤井推進総括主査

大阪府環境農林水産部動物愛護管理センター 間狩副主査

事務局

大阪市健康局生活衛生担当部長 川人 優

大阪市健康局健康推進部生活衛生課長 宮前 俊一

大阪市健康局健康推進部動物管理センター所長 寺西 敏浩

大阪市健康局健康推進部生活衛生課兼動物管理センター保健主幹 松村 国彦

大阪市健康局健康推進部動物管理センター分室保健主幹 安福 潔

大阪市健康局健康推進部生活衛生課長代理 時本 真吾

大阪市健康局健康推進部生活衛生課担当係長 中本 成彦、津崎 貴則

大阪市健康局健康推進部生活衛生課係員 柳瀬 拓磨

大阪市健康局健康推進部動物管理センター分室係員 阿部 和加子

4 議題

- (1) 「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」に向けた行動計画について
- (2) 動物愛護推進員アンケートの結果について
- (3) 平成30年度動物愛護推進員研修会について
- (4) 大阪市動物愛護推進会議委員の任期満了に伴う次期委員の選任について
- (5) 動物愛護推進員の任期満了に伴う次期推進員の選任について
- (6) その他

5 配布資料

次第

配席表

委員名簿

資料1-1～2

資料 2-1~4

資料 3-1~2

資料 4

資料 5

6 議事

【事務局：津崎】

定刻となりましたので、ただ今から第30回大阪市動物愛護推進会議を開催させていただきます。

各委員の皆様方には、何かとお忙しいなか、本会議にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、開会にあたりまして、大阪市健康局健康推進部生活衛生担当部長の川人から御挨拶を申し上げます。

【事務局：川人】

こんにちは。大阪市健康局健康推進部生活衛生担当部長の川人でございます。

皆様方には御多用中のところ第30回大阪市動物愛護推進会議に御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。また、日頃から本市動物愛護管理行政に格別の御理解、御協力を賜り、重ねてお礼申し上げます。

さて、皆様方もすでにご承知のとおり、先月の11月23日に2025年万国博覧会の開催地が大阪に決定しました。本市としまして、2025年の大阪万博までに「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」の実現にむけて、本年3月にアクションプラン（行動計画）を策定し、健康局を中心に関係部局と連携致しまして、各事業を展開してきているところでございます。本日事務局から、行動計画の内容、進捗状況についても説明があるということでございます。よろしく申し上げます。

一方、環境省では動物の愛護及び管理に関する法律の改正に向け、中央環境審議会動物愛護部会では5つのテーマに分かれて議論されているということで、1点目は、「飼い主責任のあり方」、2点目が、「動物取扱業に求められる役割と今後のあり方」、3点目が「行政機関が果たすべき役割、行政機関と民間との連携のあり方」、4点目といたしましては、「社会的規範としての動物の愛護及び管理の考え方」、5点目といたしまして、「人と動物の共生する社会」など大きなテーマについて議論がされていると聞いております。

また、本日の朝刊、読売、朝日新聞に掲載されたなかに、動愛法の改正に向けての取りまとめをされている超党派の「犬猫の殺処分ゼロをめざす動物愛護議員連盟」が昨日総会を開いて、改正案の骨子を総会で承認したということが記事に載っております。その内容を見ますと、生後56日以下の子犬、子猫の販売の禁止に触れて、動物取扱業の中でも、繁殖業者やペットショップに対する規制の強化を目指していくというような記事も載っております。

そういった国の動向も注視しながら、本市といたしましては、先ほども申しましたように、2025年の大阪万博までに、「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」の実現にむけて、関係各局連携して取り組んでいくということでございます。

本日、委員の先生方におかれましても、忌憚のない御意見を頂戴いたしまして、今後の大阪市

の動物愛護、管理行政の遂行の参考にさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

【事務局：津崎】

川人部長ありがとうございました。

今年度第1回目の開催となりますので、改めて会議の委員の方々を御紹介させていただきます。お手元に配席表と本会議の委員名簿を添付しておりますので、御参照ください。

公益社団法人 日本愛玩動物協会 大阪府支所 支所長の桑原委員でございます。

公益社団法人 日本動物病院協会の竹浦委員でございます。

公立大学法人 大阪府立大学大学院 生命環境科学研究科の田島委員でございます。

公益社団法人 日本動物福祉協会 南大阪支部 支部長の山移委員でございます。

公益社団法人 大阪市獣医師会会長の吉内委員でございます。

続きまして、事務局の出席者につきましても紹介させていただきます。

先ほど御挨拶させていただきました、生活衛生担当部長の川人でございます。

生活衛生課長の宮前でございます。

動物管理センター所長の寺西でございます。

動物管理センター分室 保健主幹の安福でございます。

健康推進部保健主幹兼動物管理センター保健主幹の松村でございます。

生活衛生課課長代理の時本でございます。

生活衛生課担当係長の中本でございます。

生活衛生課の柳瀬でございます。

動物管理センター分室の阿部でございます。

また、本日の会議につきましては、オブザーバーとして大阪府のご担当者にもご出席いただいておりますので、ご紹介させていただきます。

大阪府環境農林水産部動物愛護管理センターの赤井推進総括主査でございます。

大阪府環境農林水産部動物愛護管理センターの間狩副主査でございます。

最後となりましたが、本日、司会進行を務めさせていただきます生活衛生課担当係長の津崎でございます。

本日の出席者は以上でございます。

川人部長におかれましては、このあと公務の予定が入っておりますので、ここで退席させていただきます。

なお、議事に先立ちまして「大阪市動物愛護推進会議の運営方針」により、本会議及び議事録

につきましては原則公開となっていることを申し添えます。

傍聴者につきましては、現在のところ2名となっております。

それでは、本日お配りしております資料の御確認をお願いします。

まず、第30回動物愛護推進会議次第と配席表及び大阪市動物愛護推進会議委員名簿をそれぞれお配りしています。

次に、資料として、

資料1-1：(概要版) 犬猫の理由なき殺処分ゼロに向けた行動計画

資料1-2：犬猫の理由なき殺処分ゼロに向けた行動計画

資料2-1：平成30年度「動物愛護推進員活動に関するアンケート」実施結果

資料2-2：大阪市動物愛護推進員活動に関するアンケート調査について

資料2-3：別紙「動物愛護推進員活動に関するアンケート」

資料2-4：大阪市動物愛護推進員設置要領

資料3-1：平成29年度大阪市動物愛護推進員研修開催結果

資料3-2：平成30年度大阪市動物愛護推進員研修開催について

資料4：大阪市動物愛護推進会議開催要綱

資料5：平成29年度「所有者不明猫適正管理推進事業」実施地域に対するアンケート結果

以上でございますが、資料に不足や落丁等はありませんでしょうか。ございましたら、事務局までお申し出いただきますようお願いいたします。

それでは議事に移ってまいります。

吉内座長、以後の議事の進行をよろしくお願いいたします。

【吉内座長】

では、本日の次第に基づきまして議事を進行してまいります。

議題1の「『犬猫の理由なき殺処分ゼロ』に向けた行動計画について」、事務局から説明をお願いします。

【事務局：津崎】

議題1について、事務局から説明させていただきます。

大阪市では、「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」の達成に向け、平成30年3月に資料1-2のとおり行動計画を策定し、ホームページに公開しているところです。

資料1-1に概要版を用意していますので、そちらを御覧ください。

まず、第1の「行動計画の背景と目的」について、本市での犬猫の現状は、殺処分数が減少してきているものの、政令指定都市の平均と比較するとまだ多く、さらなる削減のための取り組みを実施してまいります。

「理由なき殺処分ゼロ」については、治療により苦痛を長引かせてしまう個体や改善不可な凶

暴性のある個体、以外について殺処分をなくすことを目的としています。

対象期間としては、日本万国博覧会が開催される 2025 年までの達成を目標としています。

第 2 の「大阪市での犬猫の収容状況」について、資料には平成 28 年度の殺処분을記しておりますが、平成 29 年度の殺処分数は、犬が 46 匹、猫が 997 匹、合計 1,043 匹となっております。

課題としては、これまでの取組を一層推進し、新たな課題にも迅速に対応するとともに、さまざまな活動主体とも連携・協働できる体制の構築に取り組む必要があると考えています。

第 3 の「犬猫の理由なき殺処分ゼロに向けた取組」について、

- ① 犬猫の殺処分の削減に向けた取組として、野犬対策、所有者明示等の適正飼養啓発、返還・譲渡の推進、「所有者不明猫適正管理推進事業」の拡充、そして、今年度設立した「大阪市動物愛護管理施策推進基金」による寄附金の効率的な運用に取り組みます。
- ② 犬猫の収容を未然に防ぐための取組みとして、市民全体の意識・関心高揚のための効果的な情報発信、子どもたちが動物愛護精神を学習する機会の充実、多頭飼育崩壊を未然に防ぐ体制や避難所でのペットの受け入れ体制の構築に取り組みます。
- ③ さまざまな活動主体と協働した取組みとして、職員のスキルアップや関係所属との連携強化による組織力の向上、さまざまな活動主体と連携・協働できる体制の構築に取り組みます。

第 4 の「具体的取組みにあたって」では、12 の基本的な枠組みを設け、具体的取組内容と取組方針を定めています。

- (1) 犬猫の収容及び殺処分の現状分析と犬猫の理由なき殺処分ゼロに向けた大阪モデルの実現
- (2) 犬猫の殺処分削減に向けた事業の推進・強化
- (3) 犬猫の適正飼養の推進
- (4) 動物愛護教育の充実
- (5) 動物愛護に関する広報の充実
- (6) 動物愛護相談窓口の充実及び現行制度の再構築
- (7) 動物愛護関連施設の設置
- (8) ペットにかかる災害時対策
- (9) 動物愛護関連事業寄附金の活用
- (10) 動物愛護推進員制度の再構築
- (11) 市営住宅敷地内における猫対策
- (12) おおさかワンニャンセンターの機能向上

次に、これらの具体的な取り組みの説明に入る前に、ここまでで御質問等はございませんでしょうか。

【吉内座長】

委員の方々、何か御意見、御質問等はございませんでしょうか。

【山移委員】

資料 1 - 2 の行動計画の 13 ページなのですが、よろしいでしょうか。

【事務局：津崎】

そちら記載している取組みにつきましては、後ほど説明させていただきます。

【吉内座長】

ここまでのところで御質問はございませんでしょうか。それでは引き続きご説明をお願いいたします。

【事務局：津崎】

それぞれの枠組みにおける平成30年9月末までの進捗状況については、資料1-2の14ページ以降にお示ししているとおりです。

現在、平成30年度9月の第2四半期終了時点までの進捗状況をホームページで公表しております。

それぞれの項目について平成30年度の取組みを中心に進捗状況の御説明をいたします。

14ページにある項目1の取組方針としては、犬猫の収容及び殺処分の状況を分析して各種事業に取り組み、2025年日本万国博覧会までに「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」を実現するとしております。

これまでの取組みは14ページ下段に記しております。

今年の3月に、「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」に向けた行動計画を策定しました。

6月には昨年度の猫の引取りと苦情があった地域を町単位で集計し、8月には区役所に対し、その集計結果と、街ねこ事業の広報用資料とQ&A改訂版を提供いたしております。

続いて項目2は15ページを御覧ください。

項目2の取組方針としては、(1)野犬対策の徹底として、これまで実施してきた捕獲方法を検証するとともに、新たな手法の検討を進め、より迅速で確実な捕獲を実施していくことにしております。(2)収容した子猫の対策として、平成27年度から譲渡登録団体の協力のもと実施してきた哺乳期猫譲渡推進事業について、制度を構築して本格的に実施していくこととしています。

(3)犬猫の譲渡について、希望者が参加しやすい日時や場所での開催回数を増やすとともに、譲渡対象基準に満たない犬について、譲渡に向けたトレーニング方法を検討のうえ、実施することとしています。

これまでの取組みは16ページに記しております。

(1)野犬対策としては、今年3月に淀川河川敷に野犬捕獲用サークルを設置しました。4から6月には成犬1頭を捕獲し、子犬7頭を保護しました。7月には淀川河川事務所と野犬対策会議を実施し、今後の計画について確認をしました。(2)哺乳期猫譲渡推進事業についてですけれども、対象を生後3週齢以上の子猫としておりましたが、今年の8月からは3週齢未満の子猫についても譲渡していくための検討を始めました。(3)犬猫の譲渡の推進としては、今年5月からはツイッターとフェイスブックに加え、インスタグラムでも情報発信しております。さらに、7月にはネスレ日本株式会社と動物愛護事業に協力いただくための協定を結びました。

項目3は17ページを御覧ください。

項目3の取組方針は(1)マイクロチップ装着の推奨及び所有者明示義務化の検討として、マ

マイクロチップの普及に努めるとともに、所有者明示の努力義務について、「大阪市動物の愛護及び管理に関する条例」への規定に向け検討していくとしております。(2) 猫の登録努力義務化の検討として、飼い猫の登録の可否について検討していくこととしております。

これまでの取組みはページ下段に記しております。

(1) マイクロチップ装着の推奨と所有者明示に関しては、毎年4月と10月の「犬猫を正しく飼う運動」強調月間や、動物愛護フェスティバルなどで広報啓発を実施しております。(2) 飼い猫の登録に関しては、平成29年7月に大阪府下の動物愛護担当者会議において照会をしましたが、事例はありませんでした。

項目4は18ページを御覧ください。

項目4の取組方針は(1) 命の大切さを学ぶ機会の増加として、子供たちが動物の命を尊ぶ心を育むとともに、動物に関する正しい知識等を学習することを目的に、一部の小学校において「命の時間」講座を実施しております。この講座の拡大実施を図るとともに、より広域での実施に向け、教育読本を作成して配付することとしております。(2) 飼育体験の充実としては、教育活動の中での体験的な活動の充実を図ることとしております。(3) ふれあい事業の拡充としては、より多くの方が参加しやすい日時や場所での開催回数を増やし、おおさかワンちゃんセンターに新設した猫舎を活用したふれあい事業も実施していくこととしております。(4) 既飼養者への適正飼養啓発事業の推進としては、既存の「しつけ方教室」を、既飼養者を対象に実施するなど、効果的な手段について検討・実施していくこととしております。

これまでの取組みは19ページになります。

(1) 命の時間について、昨年度、6つの区の8校で実施しました。(2) 飼育体験については、教育委員会事務局による取組として、今年4月から生活科の学習において継続的に小動物を飼育し、委員会活動においても、小動物を飼育する体験をもち、動物とのふれあいの充実に取り組んでおります。(3) ふれあい事業の拡充としては、今年4月と5月に下水処理場で出張型のふれあい事業を実施し、7月から8月にはワンちゃんセンターで来所型のふれあい事業を7回実施しました。(4) 適正飼養啓発事業の推進としては、昨年度に愛犬手帳と愛猫手帳を本市ホームページのデジタルブック本棚に掲載しました。また、「しつけ方教室」の実施について、他自治体へ照会するなどして検討しているところです。

項目5は20ページを御覧ください。

項目5の取組方針としては、(1) 広報活動の強化として、本市での犬猫の現状と取組み内容をHP、広報紙、SNSなど、あらゆる媒体を活用して計画的かつ効果的な広報に努めることとしております。(2) 「ロゴマーク」の作成・活用として、「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」のロゴマークを作成して活用し、本市の取組みを市民の共通認識として広げていくとともに、動物愛護と適正飼養の周知に努めることとしております。

これまでの取組みは20ページから21ページになります。

(1) 広報活動の強化として、ホームページ、広報紙、SNS、その他に記しているとおりの広報を実施しております。今年7月には、イオンモール鶴見緑地でトークイベントを実施しました。

(2) ロゴマークについては、昨年度に選定し、今年9月まで12件の使用申請を承認しました。また、今年7月のトークイベント会場でロゴマークの入った缶バッジを500個配付しました。

項目6は22ページを御覧ください。

項目6の取組方針としては(1)多頭飼育崩壊など動物関係の相談に対する連携体制の構築として、各所属で対応している動物関係の相談について、より細やかな対応を行うとともに、高齢者が飼育困難による飼育放棄や多頭飼育崩壊の未然防止を図るため、関係所属との効果的な連携体制を構築するとしております。(2)街ねこ事業、公園猫事業の再構築としては、引き続き、より効果的で利用しやすい制度に向け検討していくこととしております。

これまでの取組みは23ページになります。

(1)動物関係の相談に対する連携体制の構築としては、今年9月までに具体的な取組を実施できておりません。(2)街ねこ事業と公園猫事業の再構築としては、平成29年5月にアンケート調査を実施するなどし、今年4月から街ねこ事業の市民負担額を1匹あたり5,000円から2,500円に減額しました。

基本的な枠組みについて、項目6までの説明が終わりましたけれども、ここまでで御質問等はありませんでしょうか

【山移委員】

資料の13ページに戻ってよろしいですか。今の質問は14ページ以降ですか。

【事務局：津崎】

13ページの項目7以降の取り組みについての御質問であれば、この後説明させていただきます。

【山移委員】

では、22ページになるのですが、項目6に(1)動物関係の相談に対する連携体制の構築とありますが、例えば例に挙げて、多頭飼育が崩壊した場合、どこどこが連携して現場にどういう手順で入るのかさっぱりわからないのです。たいていはどこかの愛護団体が引き受けて、後から大変だ、大変だとなります。そうならないように、まずは行政がリーダーシップをとって現場に踏み込む、そこでしかるべき指導をするということが必要だと思います。だから、ここを見るとどこどこが連携をとっているのかと思います。一番多いのは、例えば生活保護家庭、一人暮らしの方が猫に庭で餌をやって増えてしまって、えらいことになったという場合ですね。私たちが一度何年前に大阪市の市営住宅でありました。その場合、猫が何匹もいましたから市営住宅から指導できないのですかと聞きましたら、動物は動物、人間は人間で別になっているから、それはできないとおっしゃいました。そうなったら連携なんかとれないじゃないですか。動物と一緒にいるのであれば、両方の担当部局が一緒になって、しかるべき指導をしていく、ということにならないと、連携なんて言えないじゃないですか。それで、いついつの問題でここは連携して入って、ここはうまくいきましたという例があったら教えてください。

【事務局：津崎】

まず連携を構築していくという話ですが、22ページの項目6のタイトルに、関係所属と致しまして、今お話し合いをさせていただいている機関をのせています。こういったところと話しを

進めているところです。

【山移委員】

できているのですね。

【事務局：津崎】

実際には取り組みに向けての検討をしているという話になります。

【山移委員】

検討なのですね。私たちがスタッフとお邪魔した時というのは3年ぐらい前ですよ。その時に動物は動物、人間は福祉、すぐに連携はとれませんかとおっしゃいましたよ。いまだに検討中なのですか。そういうことがあったのに。

【事務局：津崎】

確におっしゃるとおりです。色々と難しい問題も含んでいますので、上手く連携をとって、行政が主導して多頭飼育崩壊を解決したというところは現在ありません。そういったところの未然防止を図っていく、もしくは今後そのような崩壊があった時の対応として、どのようなアプローチをしていくかというところは、今関係所属含めて協議をしているところです。

【山移委員】

通報があった場合に、どこの部局がどういう手順で現場に入るか教えてください。検討しますだけで具体的な動きはない。そういうことですか。

【事務局：津崎】

現状、健康局としましては、福祉局に高齢者等の支援であるとか、見守りを行っている事業所がありますので、そういったところに対して、実際に多頭飼育であるとか、飼育の管理がちゃんとできていない状況が発生しているところがあるかどうかのアンケートをとる調整をしているところです。

実際、そういった事業所に対してアンケートをとって、返ってきた回答を見て、大阪市の中でどの程度そういった問題があるか、事業所でその問題をどのようにとらえているか、もしくはどういった相談窓口で相談されているか、というところをアンケートに答えていただく予定にはなっています。それを見たうえで、健康局として、そういった方々にアプローチするための方策を検討、調整をして、今後の未然防止につなげたいと考えております。

【吉内座長】

よろしいですか。

【山移委員】

続きまして「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」について、聞こえはものすごくいいです。けれども、

外猫なり多頭飼育の崩壊で出てきた猫たち、いわゆる供給を止めないといけないと思っています。それからじゃないですかね。だから、まずどんどん引き取って譲渡する、それともう一方でやらないといけないことは、収容されるような動物をなくす、水道の蛇口をとめる、供給をとめるということをやっていないと、できないのではないですか。そこをまず私は止めてほしいと思います。殺処分ゼロに向かっていくのはそれからだと思うのです。収容すべき猫がいっぱいいるのにできないじゃないですか。殺処分を減らそうと思ったら団体に丸投げするとか、そういうことになりますよ。だから大元を止めてほしいとつくづく思っています。

【吉内座長】

よろしいですか。

【事務局：中本】

この22ページの取り組み方針、(1)がそれにあたると思うのですが、取り組み方針としては当然崩壊自体の対応というのもそうなのでしょうけども、そこに書いておき、未然防止、引き取ることにしないための方策というのを実際に検討は始めています。申し訳ないですけども、関係各局との調整もありますし、今実際どういう方向に進もうかという私たちの方向性はあるのですが、何ができるかというのは、今、具体的に申し上げられないんですけども、多頭飼育崩壊になる前に止めようという方向では動きは始めています。おっしゃるとおり、供給とめるための方向では動きは始めています。遅いと言われればそのとおりだと思いますけれども、その方向には向かっています。

【山移委員】

もう1ついいですか。13ページの項目11です。

【事務局：津崎】

この取り組みについてはこの後説明させていただきます。

【山移委員】

ここには、「敷地内」と書いてありますよね。市営住宅の中はどうか。

【事務局：津崎】

市営住宅の中も含めて「敷地内」です。

【山移委員】

そうなのですか。中で飼っていても『敷地内』ということなのですね。全部まとめてということですね。

ちょっと前でしたけども、名古屋の市営住宅で、裁判で争って、退去命令が出たというのがありましたね。その時に大阪府知事が名古屋市長に、“助けてやってくれ、殺さないでくれ”と伝えたことがありました。しかし、結局は私の知っている団体が名古屋の猫を全部引き取っています。

【吉内座長】

他に委員の方から質問ございませんか。

【田島委員】

20ページですけれども、HPの他にSNSを使っているのですけれども、その効果は今のところいかがでしょうか

【事務局：津崎】

SNSで譲渡対象の犬猫の写真をアップしているのですけれども、譲渡会に来られる方で、そこに載っていた犬猫については是非欲しいとおっしゃる方がいて、そういう効果はあります。

【田島委員】

効果はあるのですね。

【事務局：津崎】

はい。

【吉内座長】

他に、ございませんか。よろしいですか。

そうしましたら、項目7より引き続き説明をお願いいたします。

【事務局：津崎】

それでは、項目7から引き続き説明をさせていただきます。

項目7は24ページを御覧ください。

項目7の取組方針としては、民間団体等が活動できる施設の設置について、本市未利用施設の活用と併せて検討していくとしております。

これまでの取組みはページ下段になります。

平成29年12月から今年の1月にかけて本市の譲渡登録団体に対しアンケート調査を実施しました。

多くの団体が未利用施設の使用に興味を示されましたが、場所についてはそれぞれの活動拠点近くに欲しいということでした。また、菅原城北大橋管理事務所につきましては駐車場が併設されていないことが難点となっています。

項目8は25ページを御覧ください。

項目8の取組方針としては、(1) ペットとの避難対策の構築として、飼い主へペットに対する基本的なしつけや健康管理等を実施するよう啓発を進めるとともに、避難所でのペット受け入れのための検討を関係所属が連携して取り組むこととしております。(2) 災害発生時における民間団体等との協力体制の構築に取り組むこととしております。

これまでの取組は25ページ下段に記しております。

(1) ペットとの避難対策の構築としては、平成29年5月には避難所開設・運用ガイドラインを改訂し、避難所でのペット受け入れのためのルール作りについて、これまでよりも詳細に記しました。(2) 民間団体等との協力体制の構築としては、今年6月に大阪府災害時等動物救護連絡会議において、大阪府災害時等動物救護本部の設置方法を協議しました。

項目9は26ページを御覧ください。

項目9の取組方針としては、寄附金について広報活動の充実に努めるとともに、寄附金を活用した事業展開が計画的かつ効率的に実施できる方策について検討・実施していくとしております。これまでの取組みはページ下段に記しております。

今年4月には大阪市動物愛護管理施策推進基金を創設しました。今年7月には「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」に向けたトークイベントで周知しております。

項目10は27ページを御覧ください。

項目10の取組方針としては、「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」の達成に向け、動物愛護推進員の活動内容を精査し、必要に応じて「大阪市動物愛護推進員設置要領」の改定を行うとしております。

これまでの取組みはページ下段に記しております。

平成29年7月には他の政令指定都市での推進員の活動内容について調査し、今年1月には大阪府での状況を確認しました。このシートには記していませんが、先月には本市推進員の方々にアンケート調査を実施しました。アンケート調査の結果については、あとの議題でご説明いたします。

項目11は28ページを御覧ください。

項目11の取組方針としては、動物飼育が原則禁止されている市営住宅の敷地内について、不適切な餌やりによる周囲の住民等の生活環境に悪影響を及ぼすことがないように、啓発活動等を通じてマナー意識の向上に取り組むとしております。

これまでの取組みはページ下段に記すとおり、市営住宅を管理する都市整備局を中心に、広報啓発に努めているところです。

最後に項目12は29ページを御覧ください。

項目12の取組方針として、おおさかワンニャンセンターは庁舎建築以降相当年数が経過していることから、設備の老朽化が著しく、多数の不良箇所があり、動物愛護の観点からも必要な改修を計画・実行していくとしております。

これまでの取組はページ下段に記しております。

今年4月には、新設した猫とのふれあいスペースの利用を開始しております。今年7月にはおおさかワンニャン特別大使の杉本さんに視察に来ていただいております。

なお、記してはおりませんが、今年度中には犬の収容施設についても改修を予定しております。

説明は以上になります。

【吉内座長】

ただいまの事務局からの説明につきまして、どの項目でも結構でございます。「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」に向けた行動計画についての御質問ございましたらお願いします。

【山移委員】

いいですか。15ページに哺乳期猫譲渡促進事業とありますね。これについて28年度、29年度の大阪市の管理センターから子猫が何匹大阪市の獣医さんのところに行って、その年は何匹が譲渡されたかという2年間の統計はありますか。

【事務局：津崎】

数は把握しています。今ここにお示しはできていませんけれども。

【山移委員】

それ必要じゃないですかね。何年には大阪市の管理センターから何頭獣医師会に行って、こういう成果が出ましたから本格的にこれからやりますという土台になるのではないのですか。試験的にやってどうなったか、ベースがいます。

【事務局：津崎】

はい。今正確な数は手元にございませぬけれども、数の確認はできますので、また改めて。

【山移委員】

わかりました。

【吉内座長】

私も大阪市獣医師会に入っているデータは見ていますが、すぐには出てきませんので。

【山移委員】

先生の感じとして、これは上手くやっけて行けるかなという感触ですか。

【吉内座長】

はい。結構季節性がありまして。寒くなってくるとあまり子猫はいないという感じです。協力してもらっている病院には、今のところ余力はあります。

【山移委員】

余力はあるのですか。引き取った猫はだいたい出してしまうのですか。

【吉内座長】

いわゆる売れ残りはゼロではないです。そういった猫も、この間の大阪動物愛護フェスティバルでネスレ日本株式会社さんの「ネコのバス」を活用して、そういった猫の譲渡も頑張ってやっていますので、それなりに順調に譲渡できております。やった感じとしては、やはり動物病院で育てていますので、多くのスタッフが猫を触りますから、非常に社会化された猫になっていて、そういう意味でもらってもらいやすい猫を育てられているというのが実感です。

【山移委員】

それはいいと思います。私どもも、官民共同の譲渡会を年に2回やります。その場合、猫は知らないところに連れてこられますから、固くなって動かないです。キャリーの中で震えています。そうすると本当の猫の可愛さとか性格がわかりません。だからやはり一番いいのは、いつもオープンでしょっちゅう人に抱かれて触られている猫の方がもらいやすいですね。理想的だと思います。

【吉内座長】

そうですね。他に御質問ございませんでしょうか。

【桑原委員】

25ページの災害時のことですが、大阪市と大阪府との連携はどの程度進んでいるのでしょうか。多分、災害が起こった時には大阪市だけということはないはずですから。

【事務局：中本】

動物に関しましては、25ページに書いてあるように、30年6月に大阪府災害時等動物救護連絡会議というのがありまして、この枠組みには大阪市も参加しています。大阪市獣医師会、大阪府獣医師会、日本動物福祉協会、そういったところと会議をして、救護本部をどのタイミングで立ち上げたらいいかとか、この時の会議では、6月にあった大阪北部地震について、あの時の対応でよかったのか、今後同じようなことがあったらどうしたらいいのか、というような事を関係者で集まって、方向性を確認しています。実際、今までは、なかなか具体的な話し合いができてなかったところは若干あったのですが、今回、府下で災害があったので、その機会を得て府と市の連携はある程度できているのかなと思います。顔を見てお話し合いはできているので、実際にどれほどの対応、十分な対応ができるかどうかわかりませんが、いざという時には連携はできるのではないかと考えています。

【竹浦委員】

ありがとうございます。

【山移委員】

その件に関して、府の担当者から、災害が起こった場合は自動的に救護本部が立ち上がるようにするというのを聞いていますけども、まだ決まっていはいないのですね。

【事務局：中本】

我々もそのような方向性は伺ってはいますけども、実際のところ、それについての話し合いはまだ出来ていません。おそらくその方向に話が進んでいくのだろうと思います。もちろん大阪府だけでなく、大阪市だけでなく、大阪府だけでなく、大阪市だけでなく、やはり皆さんの協力を得て、お話し合いをしてから決まっていくと思います。

【山移委員】

そこまで固まっていないわけですね。

【事務局：中本】

まだ固まってはないと思います。ただその方向性で話はこれからいくだろうなと思います。

【山移委員】

先は長いですね。では、何年か先になりますね。

【事務局：中本】

何年か先とまではいかないと思いますが、その辺は今のところ私たちも不明です。

【吉内座長】

他にございませんか。それではこれ以上の御質問がないようですので、議題2「動物愛護推進員アンケートの結果について」、事務局から説明をお願いします。

【事務局：津崎】

議題2の「動物愛護推進員アンケートの結果について」、事務局から説明させていただきます。資料2-4を御覧ください。

「大阪市動物愛護推進員設置要領」でございますけれども、第2条第1項には、「推進員は、動物の適正飼養の普及や動物愛護精神の高揚を図り、人と動物が共生する社会づくりを推進するため、次に掲げる活動を行う。」と明記しています。

- 一 犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の重要性について市民の理解を深めること。
- 二 市民に対し、その求めに応じて、犬、猫等の動物がみだりに繁殖することを防止するための繁殖を不能にする手術その他の措置に要する必要な助言をすること。
- 三 犬、猫等の動物の所有者等に対し、その求めに応じて、これらの動物に適正な飼養を受ける機会を与えるために譲渡のあっせんその他の必要な支援をすること。
- 四 犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養と愛護の推進のために国又は大阪市が行う施策に必要な協力をすること。
- 五 災害時において、国又は大阪市が行う犬、猫等の動物の避難、保護等に関する施策に必要な協力をすること。

「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」に向けた行動計画では、先ほどもご説明させていただいたとおり、基本的な枠組みとして、「犬猫の適正飼養の推進」「動物愛護教育の充実」「動物愛護相談窓口の充実及び現行制度の再構築」「ペットにかかる災害時対策」等が掲げられており、目標達成に向けて推進員の協力を得たいと考えています。

そこで、今年の会議でお示ししたとおり、本市の取組みに御協力いただいております28名の推進員の方に、各々が活動できる内容について確認し、「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」に向けた取組み状況を勘案のうえ、具体的な活動内容を検討するための資料として、アンケート調査を実施させていただきました。資料2-2と2-3が、動物愛護推進員への依頼文とアンケート用紙に

なります。

それでは資料2-1を御覧ください。

アンケートでは、24名の推進員が、高齢者や多頭飼育の飼養者から相談を受けた経験があると回答していることから、何らかの悩みを抱える飼い主は少なくないと思われます。

今回のアンケートで何らかの対応をしていただけると回答があった推進員は次のとおりでした。

問2のペット飼養者を対象とする飼い方相談会の相談対応者：17名

問3の引取りを希望する飼養者の相談対応者：10名

引取りを希望する飼養者が、多頭飼育の飼養者であった場合の相談対応者：2名

問4の飼い主から犬や猫を引取る場合の犬猫の一時預かり：5名

問5の所有者不明猫適正管理推進事業に関する相談対応者：11名

問6の災害発生時における協力：14名

被災動物の一時預かり：2名

救護施設での動物管理：8名

同行避難者への助言：8名

これらの取組みには、いくつもの課題があり、アンケートの問7、問8についても様々なご意見を頂きました。推進員の質問の受け取り方も様々であると思いますが、これらの意見も参考に、まずは、協力していただける意思のもった方々と、相談者への対応方針や対応可能な制度の構築等について検討し、対応できる方との連携について模索していきたいと考えています。

事務局からは以上です。

【吉内座長】

竹浦委員は、以前推進委員をしておられたことがあると思うのですが、こんな相談受けたというのはございませんでしょうか。

【竹浦委員】

最近の話ですけれども、やはり高齢者の飼育相談を私の病院でも受けるのですけれども、やはり飼い主の急な入院の時に動物を預ける場所がないということで、どうしても動物病院を頼られる場合が多いです。最近は特に多いですが、そういった時に前もって、高齢の飼育者がペットを預ける場所を探しているかどうか、そういうことを考えずに飼育を始められる方もいらっしゃるのです。そういったところを支援するのも行政にとって必要なことだと思います。それと、ご近所ですよ。施設がなくてもご近所さんとちゃんと連携を取られているか前もって考慮しておかないといけません。特にケガや病気で、急に入院してペットが飼えないというご相談を受けることが増えています。

数は少ないですけれども、あと気になるのが、高齢者の方はどうしても認知機能の低下が始まって動物への対処が急に出来なくなることがありますが、動物病院側はそれがはっきりとは分かりません。そこらへんをどうしていけばいいかというのが動物病院側としては困っているところなんです。

多頭飼育については環境省では10頭以上を目安とされています。大阪市でも10頭以上でしょうか。なかなか多頭飼育もそんなに見かけなくなりました。ただし、個人の動物病院では3頭

以上は多頭飼育かなと思って対応をとった方がいいかと思います。3頭以上でもきちんとしつけが出来ていないことで、ご近所とトラブルになって、動物病院に電話がかかってくることもありますし、動物に無理な手術をしてくれ、声帯を切除してくれとか、いろいろな無理なお願いをされることもあります。

あとは一般的なものでしょうか。きちんとしつけが出来ていないために、糞尿被害があるとか。小さいトラブルですがあります。そういったところでしょうか。

【吉内座長】

ありがとうございます。他の委員の方はどうでしょうか。他にこんな相談を受けられたとか。

【桑原委員】

お年寄りって、しつけの話をする、しつけみたいなかawaiiそうなことしなくていいと言います。言うこと聞いていたらそれでいいと。そんなレベルの人が非常に多いというのが飼養相談を受けていると思います。だから日本愛玩動物協会は、適正飼養の基本からやっぴいこうと一生懸命取り組んでいるのですけれども、飼い主としての基本を全く知らずに飼いはじめている人がいかに多いかということが飼養相談を受けているとわかりますね。特にお年寄りはそうです。“しつけ”という言葉は、かawaiiそうなイメージがあるので、“訓練”とか、別の言い方があれば。

【吉内座長】

J A H Aさんは、“教育”と呼んでいますね。子犬にも子猫にも“教育”がいるでしょうと。

【桑原委員】

そういう言葉がいいでしょうね。“しつけ”というのはかawaiiそうな感じがしてしまうので。逆に私の個人的な意見なのですが、犬の“散歩”というもの、“散歩”と言うからだらだらと歩かせるのですけれども、“引き運動”だということらえ方をすれば、引き紐の持ち方から変わってくるのではないかと。運動だということイメージでしたほうがいいのではないかと思います。

【吉内座長】

ありがとうございます。他に何かありませんか。

なかなか、推進委員がどういう風にやっぴいけるかというのは非常に難しいと思います。個人に負う部分もあるのかもしれないのですが、推進員の方々の意思を尊重されて、どういう風な枠組みにしていくか、どういう風な構築していくか検討を重ねていいものにしていただけたらと思います。

【事務局：津崎】

皆様貴重なご意見ありがとうございます。これにつきましては、こちらの事務局の方でも検討を重ねていきたいと思っております。

【吉内座長】

つづきまして、議題3「平成30年度動物愛護推進員研修会について」、事務局から説明をお願いします。

【事務局：津崎】

議題3「平成30年度動物愛護推進員研修会について」、事務局から説明させていただきます。

まず、平成29年度大阪市動物愛護推進員研修の開催結果についてご説明いたします。資料3-1を御覧ください。

昨年度の研修会は、平成30年2月8日（木）午後2時から、大阪府羽曳野市にある大阪府動物愛護管理センターにおいて、府市合同で実施いたしました。内容としましては、「大阪府動物愛護管理センターの施設概要及び取組み」について、大阪府動物愛護管理センターの虎谷課長と橋本総括主査から説明がありました。また、連絡事項として、昨年の第29回動物愛護推進会議でお示した推進員活動用のビラについて、本市の中本から説明させていただきました。参加者につきましては本市から8名、府市合わせて22名の推進員が出席いたしました。

次に資料3-2を御覧ください。

平成30年度動物愛護推進員研修も府市合同で実施する予定です。

内容といたしましては、平成30年3月に策定した「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」に向けた行動計画についての説明と、順次改修を行っているおおさかワンちゃんセンターの見学について予定しております。

説明は以上です。

【吉内座長】

ただいまの事務局からの説明について、何か御意見、御質問等はありませんでしょうか。よろしいですか。

それではつづきまして、議題4「大阪市動物愛護推進会議委員の任期満了に伴う次期委員の選任について」、事務局から説明をお願いします。

【事務局：津崎】

議題4「大阪市動物愛護推進会議委員の任期満了に伴う次期委員の選任について」、説明させていただきます。資料4には「大阪市動物愛護推進委員会会議開催要綱」をつけさせていただいております。

本会議の委員の皆様におかれましては、平成29年4月に委員として委嘱させていただいておりますが、平成31年3月31日で2年間の任期が満了となります。本市が定めております、「審議会等の設置及び運営に関する指針」におきまして、委員の選任につきましては、在任期間が4年を超えない又は再任1回までとされています。そのため、吉内委員、竹浦委員におかれましては、2期目の任期が満了となることをもちまして、退任されることになります。退任されます御二方におかれましては、4年間の長きにわたり、本市への御指導と御協力を賜り、心からお礼申しあげます。

後任の委員につきましては、公益社団法人大阪市獣医師会、公益社団法人日本動物病院協会から御推薦をいただき、委嘱を行う予定としております。桑原委員、田島委員及び山移委員につき

ましては、次期2年間についても、引き続き委員をお願いしたいと考えております。
説明は以上です。

【吉内座長】

ただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問等はありませんでしょうか。

【竹浦委員】

委員の後任に関しては、大阪市在住のものを推薦しなければならないのでしょうか。

【事務局：津崎】

必ずしも市内在住の方に限りません。

【竹浦委員】

そうですね。大阪府下在住でもよろしいのでしょうか

【事務局：津崎】

はい。構いません。

【吉内座長】

他に。御質問等はありませんでしょうか。

それでは、つづきまして、議題5「動物愛護推進員の任期満了に伴う次期推進員の選任について」、事務局から説明をお願いします。

【事務局：津崎】

議題5「動物愛護推進員の任期満了に伴う次期推進員の選任について」、事務局から説明させていただきます。

本市動物愛護推進員につきましては、平成29年4月から任期を2年間として委嘱させていただいておりますが、平成31年3月31日で任期満了となります。

現在、推進員の人数につきましては、

(公社)大阪市獣医師会 19名

(公社)日本愛玩動物協会大阪府支部 1名

(公社)日本動物病院協会 3名

(公社)日本動物福祉協会南大阪支部 5名

以上28名となっております。

次期推進員につきましても、本会議構成団体から推進員を推薦していただきたいと考えております。

説明は以上です。

【吉内座長】

ただいまの事務局からの説明につきまして、何か御意見、御質問等はありませんでしょうか。

【桑原委員】

任期満了ということですかね。

【事務局：津崎】

はい。皆様任期満了になりますので、また改めて平成31年度から活動していただく方の御推薦をいただくということになります。

【事務局：中本】

補足しておきます。推進員のほうは、再任は全く妨げません。2年ごとに一応御推薦はいただくのですが、同じ方でも全然構いません。

あと、この推進委員のほうは一応市内で活動していただく方ということになりますので、こちらは市内在住の方でお願いしております。

【吉内座長】

他に何か御意見、御質問ございませんか。

【山移委員】

よろしいですか。本日は皆さん御本人が出席されていますが、何が起きるか分からないので、欠席という場合、代理の出席はダメなのですか。大阪府は本人が都合悪いときは協議会で代理の出席がきくんです。代理が出席することに関して難しいことはありますか。

【事務局：津崎】

委員は大阪市長から御本人に委嘱をさせていただいておりますので、その委嘱をさせていただく時に、例えば履歴書とかをいただいて、この方は会議の委員として相応しいということ確認させていただいておりますので、代理を認めてしまうと、そこでの委嘱の手続きを経ない方が来られるという形になってしまいます。

【山移委員】

履歴があればいいんですね。例えば私の場合ですね、前任のスタッフが今日来ているのですが、どんなことをしてきて、福祉協会でのどんな立場にいるかということが分かりますよね。そういうことであれば可能なのですか。

【事務局：津崎】

委嘱の決裁において市長がこの方は委員として相応しいということを決めて、その上で委嘱をしているので、他の方の出席は難しいと思います。

【山移委員】

私の前任者でもダメということなのですね。

【事務局：津崎】

任期が終わられていますので。あくまでも委嘱させていただいている方ということになります。今は代理の制度を設けていないというのが現状です。

【山移委員】

そうですか。わかりました。

【吉内座長】

その他、事務局から何かありますか。

【事務局：津崎】

それでは、事務局から資料5に用意させていただいておりますけれども、平成29年度に実施した「所有者不明猫適正管理推進事業」実施地域に対するアンケート結果について、御報告いたします。

平成28年度に事業を実施した地域住民にアンケート調査を行い、29地域から422名の回答を得ております。

詳細については、資料のとおりですが、事業を実施したことによる地域の変化については、好意的な御意見を多くいただいております。もちろん否定的な御意見もございますが、「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」を達成するためにも、先ほど山移委員から話がありましたけれども、供給を少なくするべく、本事業の拡充に努めてまいりたいと考えております。

なお、平成29年度は延べ109地域、合計601匹の猫の不妊去勢手術について、この制度が適用されております。

説明は以上です。

【吉内座長】

ただいまの説明について何か御意見、御質問等はありませんでしょうか。

【桑原委員】

お伺いします。この意識調査の対象になったのは手術に対する助成を申し込んだところということなのですか。

【事務局：中本】

そうです。申し込んだ方はいらっしゃるのですが、対象になったのはその人が活動している地域の住民です。ですので、申し込んだ方も当然お答えにはなられていると思いますけれども、それを見守っている側の住民、町会の方もいます。ただそこで暮らしていてそういう活動を知っていて、それに対して感想をお出しになった方もいると思います。

【桑原委員】

活動している団体がどれくらいあるのかはどこかが掴んでいるのですか。

【事務局：中本】

手元に資料がないので一応うろ覚えですけれども、我々の事業では大阪市内でのべ400地域ぐらいはこの事業をやっています。

【桑原委員】

それをどうして把握されたのですか。

【事務局：中本】

申請により把握しています。

【桑原委員】

その申請があつてということですか。ということは申請をせずにやっている人というのは分かりませんね。

【事務局：中本】

それは本市事業の申請者よりもはるかに多いと思います。

【吉内座長】

よろしいですか。他に。

【田島委員】

この事業はずっと続くものなのですか。

【事務局：中本】

はい。そのつもりです。平成20年度、21年度はいわゆるモデル実施という形で、一部の区に限定してやらせていただいたのですが、平成22年度から全区対象にこれまでもこれからもとという形でやらせていただきたいと思います。

【吉内座長】

他に。御質問ございませんか。

それでは今のお話以外で、その他で何でもご意見等ございましたらよろしくお願ひいたします。

【田島委員】

すみません。今の「所有者不明猫適正管理推進事業」には避妊・去勢の話がありましたけれども、「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」について、先ほどの蛇口を閉めないといけないという話もされていましたが、避妊去勢手術をすることによって数を減らしたいというのは、言えないのではな

いかと思うのですが。その辺いかがでしょうか。

【吉内座長】

持ち込み数はすごく減っています。

【事務局：中本】

おっしゃられているのは、行動計画の6ページのところですけれども、第3『「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」に向けた取組』にある「1犬猫の殺処分数の削減に向けて」というところの3段落目から、「所有者不明猫適正管理推進事業」のことを踏まえ、そういう供給を減らしていかななくてはならないというようなことは触れさせていただいております。

我々としても、譲渡とか、入ってきたものを何とか殺処分以外の方法で出ていくという形をとりたいのですけれども、何より入ってくるのが多すぎたらそれも絵空事になってしまいますので、入ってくるのを減らしたいと思っています。そのための「所有者不明猫適正管理推進事業」は重要な位置を占めている重要な事業だと認識しております。

【山移委員】

行動計画の4ページのところ、猫の飼い主からの引き取りについては飼い主責任とあります。持ち込んできた人に対して、飼い主責任だから終生適正飼養しなさいと、もちろんそんな風に説得すると思うのですけれども、持ってくる人も覚悟して持ってくるわけですから、飼えなくなった場合も、あちこちあたってみてダメだということで、ここしかないと持ってくる人もいるわけですね。そこを説得されてわかりましたと連れて帰る人は多いですか。引き取ってもらえなかったら連れて帰るしか仕方がないですよ。

【事務局：中本】

まず本市の窓口、区役所が窓口になるのですけれども、そこにいきなり連れてこられる方は少なく、まずは電話での相談というのが入り口になります。当然、我々が引き取るしかないなどと思われるような内容でなければ、十分な譲渡努力をしてくださという話をします。すごく気軽に引き取ってもらいたいという電話もありますので、あなたの責任ですよという説明は十分していますし、思いとどまっています。

【山移委員】

そのあとです。思いとどまったふりをして、帰りに結局“猫にエサを与えないでください”という看板とかありますね、そこに猫を置いていくのです。そこは誰かがエサをやっているからそういう看板が立つ訳です。だから手術しても手術してもどこかから猫が入ってくるということになります。そういう恐れがあると思うのです。飼えなくなったけど、相談したけどもどうしようもなくなった、だったらここに置いておけば、誰かがエサをやっているから、そこをターゲットに置いていこうと。愛護団体にいますとそういう話はいくつもあるのです。だからその辺のところ、解ったふりをしてしているのか、本当にわかりましたと言って何とかしようと思っているのか、人間の心は読めないですからその辺の見極めはできないですよ。そんなことをしていたら、それこ

そ蛇口は閉まらないから、そこから増えていきます。引き取ればそれだけ引き取った数が増える、不名誉な数字が残ると思うのですが、愛護団体としては、そこが一番怖いんです。置いていかれるのが。だったら然るべきところで引き取ってもらった方がいいのではないかと思います。

【吉内座長】

最終的には収容数は減っていますけれども。

【山移委員】

どんなからくりで減っているのかということです。

【吉内座長】

これは TNR がかなり功を奏していると思います。持ち込みというか収容の大きな部分というのは、いわゆる外にいる所有者が分からない子猫を、第3者であるところの市民が保健所へ連れていくという流れがあると思うのですが、少なくともその部分はずいぶん減ったと思います。あとはおっしゃるように家で産まれた猫をどうするかということに関しては、確かにそんな飼い主の猫も引き取って処分すれば、確かに野良猫も減るかもしれないですけども、その考え方はよくないですよ。そういう部分ではもちろん説得もしておられると思いますけれども、我々の仕事としても避妊去勢をすすめていくということを頑張ってやっていくしかないと思います。

【山移委員】

ちなみに、うちの協会では年間1300避妊去勢手術をしています。

【吉内座長】

すごいですね。

【事務局：中本】

これはおそらく大阪市だと私は認識していますが、その飼えなくなった猫を、大阪市のやっている譲渡会、毎月2回やっていますけれども、そちらのほうに連れてきていただくことをOKにしています。一般の方が飼っている犬猫を譲渡会に連れてきていただいて、譲渡が成立すれば相手にもらってもらいますし、成立しなければまた連れて帰っていただく、また次回チャレンジしてくださいということで、そういう取り組みもやっています。

【山移委員】

そういう方は余裕がありますよね。余裕のある方はそれができます。一週間後には入院しないといけない、この子を何とかしないとけないという切羽詰まった方が、譲渡会に連れて行こう、残ってしまって、また連れて行こうということとはできないです。

【事務局：中本】

そういう場合はいわゆる引き取らざるを得ないという判断を行います。

【山移委員】

そういうこともあり得るのですね。引き取らざるを得ないということも。

【事務局：中本】

当然あるので、飼い主からの引取りは今のところゼロにはなっていません。
十分お話をお伺いしたうえで仕方がないなということはありません。

【山移委員】

ありますよね。わかりました。

【竹浦委員】

その引き取りに関してなのですけども、基本多頭飼育崩壊した動物の引き取りについては、行政としては引き取り責任、義務があるのですか。

【事務局：中本】

実際のところ引き取っています。

【竹浦委員】

それは、法的に行政として義務があるというか、明言はないのですか。

【事務局：中本】

引き取ることはなっていますし、これは前回の法改正の時に加えられたのですけれども、引取りを断ることができる。ただし、周辺への生活環境被害を及ぼしてしまっている場合には引き取らざるを得ないということまで文言に加えられています。ですので、周辺に悪影響を及ぼしている場合は私たちも引き取らざるを得ないという判断になります。

【吉内座長】

よろしいですか。それでは、本日の議題・報告は以上と聞いておりますので、進行に協力いただきありがとうございました。進行を事務局にお返ししたいと思います。

【事務局：津崎】

吉内座長、どうもありがとうございました。この場で委員の方々あるいは事務局から連絡事項等ございませんでしょうか。

特に無いようですので、第30回大阪市動物愛護推進会議を終了させていただきます。本日はお忙しい中誠にありがとうございました。